各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社 代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン ANSELM WONG

(コード:9318 東証第2部) 問合せ先 執行役員副社長 小杉 裕 (TEL.03-5534-9614)

訴訟提起に関するお知らせ

当社及び当社子会社である株式会社トレードセブン(以下「T7」といいます。また、当社 及び T7 を併せて「当社ら」といいます。)は、本日、損害賠償請求訴訟を提起(以下「本提 訴」といいます。)しましたので、お知らせします。

記

- 本提訴をした裁判所及び年月日 裁判所 東京地方裁判所 年月日 2022年2月15日
- 2. 本提訴の相手方(被告) 網屋信介氏(当社元代表取締役、T7元代表取締役) 髙瀬尚彦氏(当社元取締役、T7元代表取締役) 谷口亮氏(T7元代表取締役)
- 3. 本提訴に至った経緯及び理由

当社らは、被告らが、当社らの(代表)取締役の地位にあった期間中に他社との間で複数の不正な取引を行ったことによって、直接、または、これに起因して当社が東京証券取引所から特設注意市場銘柄の指定を受けたこと(2021年8月6日付け東証適時開示「特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」をご参照下さい。)等により、多額の損害を受けました。

調査等の過程で、当社は、まず 2021 年 4 月に特別調査委員会を設置して、調査報告書(2021 年 6 月 21 日付け。以下「6 月報告書」といいます。同年 6 月 22 日付け東証適

時開示「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」をご参照下さい。)の提出を受け、次いで同年8月に第三者委員会を設置して、調査報告書(2021年10月29日付け。以下「10月報告書」といいます。同日付け東証適時開示「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」をご参照下さい。)の提出を受けました。

これら調査の結果、被告らが行った蓄電池取引に売買取引の実態がないことが認定されて、それにより過年度に遡って決算訂正を行う必要が生じ、加えて、本件蓄電池取引に関連する法人からの不正な金銭支払い、中古遊技機の取引先法人からの不正な金銭支払い、T7 質貸付及びこれに関するキックバック行為の問題、T7 と他社との間の実態のない業務委託契約に基づく支払いの問題等が認定ないし指摘され、また、被告らの取締役としての善管注意義務違反が認定されました。

本提訴は、6月報告書及び10月報告書が認定した各事実及び各義務違反を前提としつつ、現時点で発生している主要な損害について、被告らの責任を追及するため、損害賠償金2億8250万5173円の支払いを求めるものです。

4. 今後の見通し

本提訴に係る訴訟事件の進捗につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。また、本提訴が当社の業績に与える影響につきましては、判明した時点で速やかにお知らせいたします。

以上